

◎等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

行政職給料表

等 級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	段階	(%)	
1 級	(1)事務員、技術員の職務	35	15.2	事務員・技術員	35	52	係員の職	58.8	
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	17		幼稚園教諭	3				
	(3)生活支援員の職務	－		保育士	14				
	(4)就労支援員の職務	－							
	(5)職業指導員の職務	－							
2 級	(1)主事、技師の職務	64	27.5	主事・技師	64	94			
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	30		幼稚園教諭	12				
	(3)生活支援員の職務	－		保育士	18				
	(4)就労支援員の職務	－							
	(5)職業指導員の職務	－							
3 級	(1)主査の職務	28	16.1	主査	28	55			
	(2)主任幼稚園教諭、主任保育士の職務	27		主任幼稚園教諭	9				
	(3)主任生活支援員・主任就労支援員・主任職業指導員の職務	－		主任保育士	18				
4 級	(1)係長の職務	32	9.9	係長	32	34	係長、 保育、 所長の 園長、	9.9	
	(2)幼稚園長、保育所長の職務	2		幼稚園長	1				
				保育所長	1				
5 級	(1)主幹の職務	46	14.9	主幹	46	51		課長の職	14.9
	(2)相当高度の知識又は経験を必要とする 幼稚園長、保育所長の職務	5		保育所長	5				
6 級	(1)参事の職務	11	12.9	参事	11	44	部長の職		12.9
	(2)課長の職務	33		課長	33				
7 級	部長の職務	10	2.9	部長	10	10			0.6
8 級	理事の職務	2	0.6	理事	2	2			
合 計		342	100.0			342			100.0

※赤穂市職員の給与に関する条例において行政職給料表(1)が適用される職員（暫定再任用職員を含む。）が対象です。